

別添 2

畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い

1 財産処分に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、事業実施主体等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、理事長に申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 理事長は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

2 長期利用財産に係る承認申請等

- (1) 補助対象財産の所有者が、地域活性化等（近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。以下同じ。）を図るため、長期利用財産（補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。以下同じ。）を財産処分しようとするときは、1の規定にかかわらず、次によることができる（別表2参照）。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する場合

事業実施主体等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第2号）を理事長に提出することができる。この場合においては、理事長による報告書の受理をもって、理事長の承認があったものとみなす。

ア 自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合

イ 本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合

ウ 国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合

- ② ①以外の場合にあつては、事業実施主体等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第3号）により、理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

- (2) 理事長は、(1)の②の承認をするときは、当該財産処分が地域活性化等を図るために行われるものであるかどうか、当該補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認し、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

- (3) 補助対象財産の所有者が、(1)の①又は②による財産処分の承認後、当

該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、事業実施主体等は、新たな承認を得なければならない。

3 災害被害財産等に係る承認申請等

- (1) 事業実施主体等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、災害報告書（別紙様式第4号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、理事長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- (2) 理事長は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1及び2のいずれかに従った手続きを指示することができる。

4 その他

地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により理事長の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。

別表1 (別添2の1関係)

処分区分		承認条件	機構納付額	備考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額 ^{注1} のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間(農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。)内に一時使用する場合又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。
	補助事業を中止する場合	機構へ納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
	上記以外の場合	機構へ納付	残存簿価又は時価評価額 ^{注1} のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
譲渡	有償	機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額 ^{注1} に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	集落を基礎とした営農組織が、当該組織の法人化に伴い法人化後の組織へ譲渡する場合は、機構への納付を要しない。ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること
	無償	機構へ納付 (ただし、備考の場合は機構への納付は不要)	残存簿価又は時価評価額 ^{注1} のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、機構への納付を要しない。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること		
	下取交換以外の場合	交換差益額を機構へ納付	交換差益額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償 (遊休期間内の一時貸付け)	収益について機構へ納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生ずる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
	無償 (遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		
	長期間(1年以上)の貸付け	機構へ納付	残存簿価又は時価評価額 ^{注1} のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	
担保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合	担保権が実行される場合は機構への納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	残存簿価又は時価評価額 ^{注1} のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	注2

(注1) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。

(注2) 1により事業実施主体から補助又は貸付けを受けて事業を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)の所有する補助対象財産について担保に係る承認を受けた担保権が実行された場合は、財産処分を行う当該間接補助事業者に対し処分の対象となった補助対象財産に関して補助又は貸付けを行った事業実施主体等は、機構への納付金の納付を求める上で必要な措置(法的措置を含む。)をとるものとし、必要な措置をとったにもかかわらず機構への納付金の一部又は全部に相当する額の納付を当該間接補助事業者から受ける可能性がなくなった場合は、それまでに当該間接補助事業者から納付を受けた補助金等の額の機構への納付をもって、当該承認に当たって付した条件の履行が完了したものとして取り扱うこととする。

(備考1) 上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

(備考2) 補助率については、確定補助率の数値を用いること

(備考3) 理事長は、上記の処分区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

別表2 (別添2の2関係)

		処分区分	承認条件	機構納付額	適用条項	
目的 外 使用	補助事業を中止しない場合	自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合	—		2の(1)の①による報告	
		本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合	—		2の(1)の①による報告	
	補助事業を中止する場合	他の施設に機能を移転したうえで、地域活性化又は公益の増進に資する目的で自ら使用する場合又は取り壊す場合	収益がない場合	—		2の(1)の②による報告
			収益が見込まれる場合	機構へ納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による報告
	上記以外の場合			機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による報告
譲渡	有償	補助条件を承継する場合	機構へ納付	以下のア又はイのいずれか低い金額を機構へ納付する。 ア) 譲渡契約額に補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 $\left(\text{譲渡契約額} - \{ \text{残存簿価又は時価評価額} \times \text{事業実施主体の負担割合} (1 - \text{補助率}) \} \right)$	2の(1)の②による申請	
	無償	譲渡先が国又は地方公共団体の場合	—		2の(1)の①による報告	
		譲渡先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合	—		2の(1)の②による申請
	上記以外の場合			機構へ納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による申請

処分区分		承認条件	機構納付額	適用条項	
貸付	有償	一定期間を定め、貸付期間の満了後は、補助事業等を行う場合	機構へ納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による申請
	無償	貸付先が国又は地方公共団体の場合	—		2の(1)の①による報告
		貸付先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合 補助条件を承継しない場合	— 機構へ納付	 残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。
	上記以外の場合		機構へ納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を機構へ納付する。	2の(1)の②による申請

(備考1) 上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

(備考2) 補助率については、確定補助率の数値を用いること

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（2）今後の利用方法（処分区分）

（（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること。）

（3）処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

（1）事業実施主体

（2）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

（3）事業費、補助金額、補助率

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

（5）現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること

(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること

①補償契約書等の写し

②取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

(注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの資料を添付すること

ア 農地所有適格法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

①農地所有適格法人化計画類似の法人化計画

②新設法人への財産処分（承継）計画書

③発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの）

長期利用財産処分報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い2の（1）の①の規定により、報告します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

（注）近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況
別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

(注) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合には、その機能について、上記2の(1)から(5)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること

別添（別紙様式第2号関係）

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産 の名称	当初の 利用計画	最近3年間の利用状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

長期利用財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い2の（1）の②の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること

(2) 今後の利用方法（処分区分）

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること

(3) 処分の対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、形式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況
別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分子定年月日

5 その他参考資料

〔（注）財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付するこ
と〕

別添（別紙様式第3号関係）

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象 財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

災害報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「施設等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の名称
- (4) 施設等の所在地
- (5) 施設等の構造及び規格、規模等
- (6) 総事業費（うち補助金等）

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
年 月 日（〇〇地震による被災）
（〇〇气象台調べ 〇〇時〇〇分）
- (2) 被災の程度
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）
被害見積価格

施設等の復旧が不可能との判断した理由等
(事業実施主体の申請理由等)
(補助事業者の判断等)

(3) 被災施設の収支等

施設等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額 (損失補償金を含む。)

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 ○○○○